

衆議院外務委員会ニュース

【第198回国会】平成31年4月10日（水）、第6回の委員会が開かれました。

- 1 日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）
日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）
 - ・河野外務大臣、山田外務大臣政務官、鈴木防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・両件について赤嶺政賢君（共産）が討論を行いました。
 - ・両件について採決を行った結果、いずれも賛成多数をもって承認すべきものと決しました。（賛成－自民、公明、維新、社保、希望 反対－立憲、国民、共産）（質疑者）高村正大君（自民）、遠山清彦君（公明）、山川百合子君（立憲）、櫻井周君（立憲）、小熊慎司君（国民）、青山大人君（国民）、赤嶺政賢君（共産）、杉本和巳君（維新）、井上一徳君（希望）

（質疑者及び主な質疑事項）

高村正大君（自民）

- （1） 米国によるシリア・ゴラン高原におけるイスラエルの主権承認に対する政府の見解
- （2） 日・加物品役務相互提供協定（日加ACSA）及び日・仏物品役務相互提供協定（日仏ACSA）の締結の意義及び経緯
- （3） 我が国とカナダ及びフランスとの安全保障協力の現状
- （4） 両協定を締結する契機となった具体的なニーズ
- （5） ACSAの締結により自衛隊とカナダ軍及びフランス軍との間の協力活動の範囲が拡大する可能性
- （6） 我が国のACSA締結に関する今後の予定及び方針
- （7） 米朝首脳会談（2019年2月）の結果についての政府の受止め及び第3回米朝首脳会談開催の見通し
- （8） 北朝鮮による「瀬取り」に特定の国の関与が判明した場合の我が国の対応及び国連の対応
- （9） 旧朝鮮半島出身労働者問題に関して、判決に基づく強制執行により日本側に実害が出た場合の我が国の対応の在り方

遠山清彦君（公明）

- （1） 特定通常兵器使用禁止制限条約自律型致死兵器システムに関する政府専門家会合（2019.3.25～29）における我が国の主張及び成果
- （2） 我が国の同盟国ではないカナダ及びフランスとACSAを締結する意義及び今後の関係強化に向けた我が国としての期待
- （3） 弾薬の提供が可能な場合や輸送支援の際の核兵器等の輸送禁止を明記した「平和安全法制についての合意書」（2013.9.16、「5党合意」）を踏まえたカナダ又はフランスへの弾薬の提供及び輸送協力の内容
- （4） 北朝鮮による「瀬取り」に対する監視活動に従事するカナダ軍への日加ACSAの適用の可否
- （5） インドとのACSA締結交渉の現状及び締結に向けた今後の我が国の方針

山川百合子君（立憲）

- (1) 両協定に対する我が国としてのニーズ
- (2) カナダ軍及びフランス軍の活動状況
 - ア 我が国周辺に展開している両軍の状況及び自衛隊との協力の現状
 - イ 自衛隊が過去に両軍から提供を受けた物品・役務
- (3) 北朝鮮による「瀬取り」に対する監視活動
 - ア 活動に従事している諸外国軍隊の活動の根拠
 - イ カナダ軍及びフランス軍による活動の成果及び今後の活動予定等
- (4) 両協定の適用対象
 - ア 自衛隊として物品・役務の提供が可能となる活動や事態に関する相手国政府との確認の有無
 - イ 武力攻撃事態などの際における支援内容についての相手国政府との協議状況
 - ウ 適用対象の規定振りに関して武力攻撃事態などを「それぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動」として一括りにした理由
- (5) 重要影響事態等における自衛隊による後方支援の実施区域を見直す場合の手順
- (6) 前線を支える性質を持つ後方支援が憲法の禁止する「武力の行使との一体化」につながる可能性
- (7) 「5党合意」に対する相手国の理解の有無及び相手国との間で文書を交わして確認する必要性
- (8) 「5党合意」を踏まえた場合の我が国が提供した弾薬の第三国への移転の可否

櫻井周君（立憲）

- (1) 我が国とカナダ又はフランスとの間で共有するとされている「基本的価値」の内容
- (2) 両協定の適用対象に係る規定振り
 - ア 適用対象を個別的に規定している日米ACSAと相違が生じた背景
 - イ 「それぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動」に含まれる活動
 - ウ 物品・役務の提供の根拠となる我が国の国内法が改正された場合の相手国への対応
- (3) 提供される物品・役務の具体的内容
 - ア 輸送が可能な物資及びその内容に係る相手国との共通理解の有無
 - イ 輸送が認められていない物資を積載した航空機や艦船に対する給油の是非
 - ウ 「5党合意」の内容に関して相手国政府と確認した旨を文書として残さない理由
 - エ 提供が認められていない「武器」に該当するか否かの判断基準
- (4) 朝鮮国連軍として活動するカナダ軍及びフランス軍に対する我が国の支援
 - ア 両国の軍隊の活動が朝鮮国連軍に該当するか否かの判断基準
 - イ 両協定以外の支援の枠組み
- (5) 両協定の手続取決めの全文を公表しない理由

小熊慎司君（国民）

- (1) 両協定の交渉過程で相手国から我が国に対し寄せられた期待
- (2) 我が国と同盟関係にはないカナダ及びフランスとACSAを締結する意義
- (3) 両協定の交渉過程における武力攻撃事態や重要影響事態への支援に関する協議の内容
- (4) 両協定締結後における安全保障分野での協力強化に向けた我が国の方針
- (5) 朝鮮国連軍を構成する部隊として行動するカナダ軍又はフランス軍が国連軍地位協定に基づいているか否かのメルクマール
- (6) 両協定等において国連軍地位協定に基づいて朝鮮国連軍として活動する部隊であるか否かを識別する意義

- (7) 「5党合意」の内容に関して相手国政府と確認した旨を文書として残す必要性
- (8) 東京電力福島第一原発事故による風評被害対策
 - ア 福島県が公開した日本酒のPR動画に対し、「福島県の日本酒に放射性物質が含まれている」とのコメントが書き込まれたことに対する政府の見解
 - イ 原発事故による国際的な風評被害に対する情報発信にインフルエンサー（世間に与える影響力が大きい人物）を活用する必要性

青山大人君（国民）

- (1) フィリピンにおける台風被害（2013.11）に対する国際緊急援助活動での日米ACSA及び日豪ACSAの活用実績
- (2) ACSAが未締結であることにより我が国にとり不都合が生じた例及びACSA締結によるメリット
- (3) 弾薬の提供及び輸送
 - ア 過去に弾薬を提供した例
 - イ 我が国が締結するACSAから弾薬の提供を除外することの可否
 - ウ 「5党合意」の内容に関して相手国政府と確認した旨を文書として残す必要性
- (4) 我が国とカナダ及びフランスとの安全保障協力強化の具体的な状況
- (5) 両協定において適用対象となる存立危機事態及び重要影響事態の際における日加・日仏間協力に対する議論の有無
- (6) 韓国との間におけるACSA締結に向けた協議の現状
- (7) 東南アジアの国々との間でACSAを締結する必要性
- (8) 台湾との間でACSAの締結を視野に入れる必要性

赤嶺政賢君（共産）

- (1) 同盟国ではないカナダ及びフランスとのACSAにおいて武力攻撃事態や存立危機事態、重要影響事態を適用対象とした理由
- (2) 両協定に基づく物品・役務の提供として戦闘作戦行動に向けて発進準備中の戦闘機への給油等の可否
- (3) 国土交通大臣による沖縄県の名護市辺野古の埋立承認撤回の取消（2019.4.5）
 - ア 沖縄県の埋立承認撤回の取消の審査にあたって、審理員が指名された時期及び審理員の人数
 - イ 審理員である国土交通省水管理・国土保全局総務課の職員に対する国土交通大臣の指揮命令権の有無
 - ウ 審理員は2006年の閣議決定に基づく「辺野古が唯一の解決策」という政府の統一方針から免れる立場にあるか否か
 - エ 国土交通省の職員である審理員が行う審査の公正・中立性
 - オ 審理員が審査前に所属していた部署及び現在所属している部署
 - カ 審理員が複数人ではなく一人だけに鑑定を依頼した理由
 - キ 鑑定人の人選に際し、当該有識者に対する辺野古新基地建設受注業者からの寄附についての事前確認の有無
 - ク 当該鑑定人に対する辺野古新基地建設受注業者からの寄附の有無について防衛省として確認する必要性
 - ケ 審理の裁決にあたって国土交通省が必要と判断した地盤改良工事の工期
 - コ 直ちに普天間基地の運用停止に踏み切る必要性について河野外務大臣の見解

杉本和巳君（維新）

- (1) 国連軍地位協定に基づいて朝鮮国連軍として活動するカナダ軍やフランス軍が日加ACSAや日仏ACSAの適用除外とされている理由
- (2) 自衛隊とカナダ軍又はフランス軍がPKOや大規模災害対処等において共に活動した事例
- (3) 「5党合意」を踏まえた弾薬の提供や輸送の実施に係る防衛省の内部規則の制定状況及び内容公開の可否
- (4) ACSAに基づく物品・役務の提供に対する決済方法
 - ア 償還に用いる通貨が「相手国の指定する通貨」によることとされている理由
 - イ 為替リスク回避のためACSA締結相手国の国債等を購入する必要性

井上一徳君（希望）

- (1) 北朝鮮の「瀬取り」に対する諸外国の取組
- (2) 北朝鮮の「瀬取り」に関して、米国、イギリス、オーストラリア、フランス及びカナダが行っている活動は朝鮮国連軍としての活動であることの当否
- (3) 米国、イギリス、オーストラリア、フランス及びカナダが瀬取りに対する活動を朝鮮国連軍として行っている場合に、ACSAに基づく物品または役務の提供の可否
- (4) ACSA6条で朝鮮国連軍への適用を除外している理由
- (5) 朝鮮半島有事の際の諸外国軍隊への支援の在り方